



Q

食料品製造会社で、賃金単価が一番安い労働者は時間給770円のパートタイマーです。近年の最低賃金額の上がり幅に困惑しています。支援制度はありませんか。

A

鳥取県内の事業所で働く労働者には「鳥取県最低賃金」が適用され、20

### 賃金引き上げへの助成制度

18年10月5日から1訓練の実施、経営コン時間762円です。(19サルティングなどによる年度の最低賃金改定についでには現在審議中) 業場内最低賃金(事業中小・小規模事業者場内でも低い賃金)が賃金引き上げを行うの引き上げを図るためためには、生産性向上の制度として「業務改善が重要です。設備・機器 善助成金があります。導入や人材育成・教育 また、有期契約、短訓練の実施、経営コン時間、派遣などの非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の取り組みを助成する制度として「キャリアアップ助成金」があります。



なお、賃金引き上げに活用できる国の支援制度、労働関係助成金の活用や賃金体系の見直し、就業規則の作成方法など、いわゆる「働き方改革」全般の相談を専門家が無料で応じる「働き方改革サポートオフィス鳥取(電話番号0800-200-3295)」を委託設置しています。活用してください。

鳥取労働局雇用環境・均等室(業務改善助成金) 電話0857(29)1701  
職業安定部(キャリアアップ助成金) 電話0857(29)1707